

平成17年西東京市教育委員会第1回定例会会議録

- 1 日 時 平成17年1月25日(火)
開会 午後2時34分 閉会 午後3時47分
- 2 場 所 西東京市防災センター6階 講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員
- | | |
|----------|--------|
| 委 員 長 | 井口 範之 |
| 委員長職務代理者 | 角田 富美子 |
| 委 員 | 大後 みき子 |
| 委 員 | 竹尾 格 |
| 教 育 長 | 茂又 好文 |
- 5 出席職員
- | | |
|-------------------|--------|
| 学 校 教 育 部 長 | 村野 正男 |
| 学 校 教 育 部 参 与 | 田口 秀幸 |
| 教 育 庶 務 課 長 | 二谷 保夫 |
| 学校教育部主幹(教育庶務課) | 小野 隆 |
| 学校教育部副参与兼学務課長 | 富田 和明 |
| 学校教育部主幹(学務課) | 福本 直臣 |
| 指 導 課 長 | 松本 秋広 |
| 指 導 主 事 | 黒羽 次夫 |
| 学校教育部副参与兼教育相談課長 | 長澤 和子 |
| 生涯学習部長 | 名古屋 幸男 |
| 社 会 教 育 課 長 | 宮寺 勝美 |
| 生涯学習部副参与兼スポーツ振興課長 | 富所 利之 |
| 生涯学習部副参与兼保谷公民館長 | 島崎 隆男 |
| 中 央 図 書 館 長 | 小池 博 |
- 6 事務局
- | | |
|------------|-------|
| 教育庶務課庶務係長 | 白井 清美 |
| 教育庶務課庶務係主査 | 田中 孝 |
| 教育庶務課庶務係主事 | 山本 敏彦 |
- 7 傍聴人 なし

平成17年西東京市教育委員会第1回定例会議事日程

日 時 平成17年1月25日(火) 午後2時30分から
場 所 西東京市防災センター6階 講座室2

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 西東京市文化財保護条例の一部を改正する条例(申出)
- 第3 議案第2号 西東京市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例(申出)
- 第4 報告事項 (1) 第4回定例会議会報告 [学校教育部長・生涯学習部長]
(2) 児童・生徒数、学級数について [学務課長]
(3) 学校医の解嘱及び委嘱について [学務課長]
(4) 教育相談実績について [教育相談課長]
(5) 成人式の実績報告 [社会教育課長]
(6) 史跡公園整備構想中間まとめについて [社会教育課長]

西東京市教育委員会会議録

平成17年第1回
(1月25日)

午後 2 時 3 4 分 開 会

議事の経過

井口委員長 ただいまから平成 17 年第 1 回西東京市教育委員会定例会を開会いたします。
これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。本日は竹尾委員をお願いいたします。

井口委員長 日程第 2 議案第 1 号 西東京市文化財保護条例の一部を改正する条例（申出）、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

茂又教育長 議案第 1 号 西東京市文化財保護条例の一部を改正する条例（申出）、でございます。

本件については、3月の定例市議会に条例の一部改正ということで提案をしたいということで市長の方へ申し出を行うものであります。

議案第 2 号とも関連しますけれども、実は今回、国の文化財保護法の一部を改正する法律が昨年5月28日に公布をされております。それで、平成17年4月1日に施行をされるという、そういう改正があります。

この大きな改正の内容については3点ございますけれども、まず1点目が、保護の対象の拡大という規定です。新たに文化的な景観、いわゆる一般的にいうと里山ですとか、棚田ですとか、そんなようなもの。それから、民俗技術という、その地域にある民俗的な技術、例えばかじ屋ですとか、おけ屋ですとか、そんなものを新たに民俗技術、それから文化的景観として指定をします。

それから、2点目は、保護の手法を多様化させるということで登録制度、指定じゃなくてあくまでも登録ということで、これを拡大すると。例えば、開発等によって保護の必要が高まってくるような近代の文化財的なもの。こういうのが今回の改正の2点目です。

それから、実は今回のこの条例の改正のもとになるものは特に3点目の、法自体の整備が行われてきております。例えば、98条が182条になる。これは、地方公共団体の事務ということなんですけれども、もともとの法は98条の規定によってやっていたものが、今度、法そのものを整備することによって182条になるということ。それから、地方文化財審議会、これが今までですと105条で規定していたんですけれども、国の法を整備することによって、190条の規定に基づいて審議会ということになるわけです。

以上、大きな三つの改正がここであったわけですが、特に今の3点目の法自体の整備、地方公共団体の事務、それから地方文化財の審議会、この辺の規定がそれぞれ98条から182条になり、地方文化財審議会が105条から190条になると。これに基づいて、今回の条例改正の申し出をするということになっております。

大変恐縮ですが、1枚めくっていただくと新旧対照表がございます。これについて御説明したいと思います。

まず、右側が古い方、左側が新しい方ということで、この目的のところ、旧ですと文化財保護法の「第98条第2項」云々とありますけれども、これを今度は文化財保護法で「第182条第2項」となります。この182条の第2項と98条の2項というのは、中身は全

く変わりません。これは、地方公共団体の事務ということで、「地方公共団体は、文化財を指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる」という法文です。これが今まで98条2項だったんですけれども、法の整備によって182条の第2項になったということで、目的をこのように変えるということです。旧の方と若干違っておりますけれども、実は旧の方のものは、98条の2項によると、市が直に指定すると。それから、東京都の文化財保護条例によって指定を受けたもの以外の中から、また市の中で指定をするというような、ちょっと間違っただけの表記をしておりました。今回は、新たな方では、182条第2項によって、指定するものは国と都の指定したもの以外を市が指定をして、その保存・活用に必要な措置を講ずるということでございます。そのように改正をしたいということでございます。

それから、第2条1項についてですけれども、これは特に文言や語句の整理ということでございます。「等」をつけたり、今まで「若しくは」とかあったものを「又は」とか、そのように全部直して、例えば第5条あたりでは、今まではただ「文化財」ということで言っておりましたけれども「市文化財」と、それから、例えば6条でいくと「市指定文化財」、これも「市文化財」、そのように全部言い方を正しい方に直しています。それから、15条ですけれども、これは補助金の交付ということで、補助についてはあくまでも委員会ではなくて市長の方が補助をするということで、この辺も直しております。それから、19条ですが、指定したもののついて「市」というようなことで、これはあくまでもいわゆる補助ではなくて、実際に補助の部分のことからすれば教育委員会ということで、そのように文言等を正しくもう一度全部整理をさせていただきました。

本来ですと、もっと早くしなければいけなかったんですけれども、実は、次々に思いつきでやるのではなくて、こういう法等の変更等があったときにあわせて全部を整備するという西東京市としての考え方に基づいて、おくれませではございますけれども、今回法改正されてそれに基づいて条例を整備するというので、あわせて今回、文言等の整理もしたものでございます。

これについては、先ほども言いましたように、4月1日から施行するというのでございますので、3月の定例市議会で改正をしてということでございます。

議案第1号については以上です。

井口委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第1号 西東京市文化財保護条例の一部を改正する条例（申出）、は原案のとおり可決されました。

井口委員長 日程第3 議案第2号 西東京市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例（申出）、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

茂又教育長 議案第2号 西東京市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例（申出）、

でございます。

本件についても、西東京市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例を3月の第1回定例市議会に条例改正案ということで提案をしたいということで、市長の方にその改正の申し出をするものでございます。

今回の改正については、先ほども申しました文化財保護法の改正に基づいて、根拠の条文、これが105条から190条に変わったということで、それを直すものでございます。

次をめぐっていただきますと、新旧対照表がございますけれども、旧の方ですと文化財保護法の「第105条の規定により」ということになっておりますけれども、この105条というのは地方文化財保護審議会ということで、その第1項に「都道府県、市町村の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くことができる」というのが今までの文化財保護法でございますけれども、これが先ほど議案1号のときに法の改正の3点目の条文の整理ということで、105条を190条ということで、中身については地方文化財保護審議会を置くことができるということでありますので、105条から190条に変えるということで、西東京市文化財保護審議会を置くということにしております。

以上です。

井口委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第2号 西東京市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例（申出）、は原案のとおり可決されました。

井口委員長 日程第4 報告事項、(1)第4回定例議会報告、であります。

村野学校教育部長 それでは、第4回定例議会の報告をさせていただきます。資料に基づきまして、御報告いたします。

今回、12月定例議会では24名の質問者がございました。そのうち、学校教育関係では5人の議員さんの方から8問御質問がございましたが、その中の主なものを御報告いたします。

まず、1点目でございますが、防犯ブザーの使用実態でございますが、どのような使用例があるのかということ。また、他市で実施しております、あるいは区部ですね、防犯メールによる保護者への配信サービスを実施していただきたい、そういう趣旨の一般質問でございました。答弁といたしまして、まず防犯ブザーの使用例でございますが、市内でも二、三件使用したという事例がございまして、たまたま実害はございませんでした。使うことによって不審者といいますが、これが逃げたというような報告をいただいています。さらに、使用につきましては、学校を通じまして児童・保護者に校長会等を通じて学校だより等で周知徹底をしているという答弁をしております。

2点目の防犯メールの件でございますが、新宿、品川、杉並、何区かで実施しているところでございますが、今回の質問につきましては、さきの新潟中越地震の際に、これは災害の

方でございますが、配信メールが非常に安否確認に役に立ったということ踏まえまして、防犯及び災害に使える配信サービス、これを市でも実施してはどうだろうというような提案がございました。現在、いろんな形で不審者対策を実施しているところでございますが、配信メールにつきましては教育委員会だけの対応でなくて、やはり関係機関、もちろん市長部局、これらとの連携も必要でございますので、今後研究させていただきたいという答弁をいたしております。

次に、同じ質問者なんですが、日本の伝統文化の継承ということにつきまして、学校ではどのようなことをやっているのかというような御質問がございました。西東京市の教育基本方針の中には、芸術・伝統文化に親しむ、こういうことを掲げておりまして、学校では総合的な学習の時間を使いまして、地域の協力をいただいて茶道、華道、こういったものに親しんでいるということで、これについては特に再質問はございませんでした。

次に、3点目の西東京市の男女平等参画推進計画の基本的な考え方と進捗状況ということで、これは教育委員会というよりも市長部局への質問もございまして、関連いたしまして、子育て支援計画との関連でどうなのか、こんな御質問でございました。人権教育の一環として学校では教育活動全体を通じて推進していくということで、あくまでも男女平等ということよりも、個々が尊重されるような学習指導要領に基づいて推進しているということで、日常的に差別をなくすように教育をしている、指導している、そんな答弁をしております。

次に、障害者の教育関係でございまして、3点ほど受けておりまして、まず1点目が、特別支援教育についてということで、この時点で11月上旬に東京都の特別支援教育推進計画が公表されまして、これの評価と西東京市としての対応をどうするのか、こういった御質問でございました。西東京市といたしましては、その時点で最終答申が年内に出るだろうというお話がございましたので、最終答申を踏まえて今後対応していくところでございましたが、実際には最終報告は出ずに、12月末に中間報告という形で報告が上がっております。市としては、教育委員会といたしましては、今後、中教審の最終報告を得てできるころからもちろんやっていくところで答えておりますが、実は、都の推進計画でございまして、市として一番肝心なところは、やはり物的支援であるとか、財政的支援、人的支援、こういったものが非常に重要になるわけでございますが、肝心のこの部分が実は推進計画にはございません。一方では、先ほど申し上げましたように、国の最終報告が出ていない段階で、当然、今後特別支援教育が法制化され、それに沿って障害児教育へ対応していくわけですが、これらを踏まえて西東京市としては対応していきたいということでございます。東京都の推進計画の中で、こちらに3通りのパターンを明らかにしているという表現を使っておりますが、三つのパターンで特別支援教室A、B、Cというふうな表現をしているんですが、現在西東京市で行っています心身障害学級、あるいは通級指導学級、こうしたものをそのまま延長した形で今後、これに似た形での教室がA、Bという形で示されておりまして、三つ目のCというパターンでございまして、これは特に学校を指定せずに週に必要なときに指導員が学校に巡視してくると、そんなパターンで、幾つかの今までの心身障害のスキームと大分拡大していくというんでしょうか、学校も市内に充実していくであろう、そんなようなスキームになっておりまして、その辺を答弁してございます。

次に、障害児への介助員の配置でございますが、これも何回かにわたり議会でも質問をいただいております。特に今回は、通常の介助員、特別な業務というんでしょうか、現在プール指導、あるいは校外学習、このあたりについては介助員を配置してございますが、通常の授業の中でも介助員を配置してほしいと、こういう要望でございましたが、特別支援教育の最終報告、あるいは現在、教育委員会の内部にあります市民参加で検討しております心身障害児教育検討懇談会、この中でも検討課題になっておりますので、そういった検討を踏まえて今後対応していきたいということでございますが、まだまだ26市中半数以下、3分の1ぐらいしか日常的な介助というのは、大変費用のかかる内容でございますので、このあたりについては他市の状況であるとか、そういった検討懇談会での意見を踏まえて対応していく、そんなような答弁をしております。

一番最後の行の中学校の障害学級、そして通級学級の設置をということで、現在、心身障害学級は2校小学校にございます。通級は実は中学校にはございません。もちろん、小学校にあるわけですが、小学校で通級に通っていたお子さんを中学校の通級に通わせたいという要望がございましたので、こういった子どもたちへの対応として、それぞれ増設してもらいたいというような内容の御質問でございます。現在、先ほど申し上げました検討懇談会の中でこれらも課題として掲げておまして、確かに現在、小学校の通級に通う子どもたちが相当数ふえているということもございまして、将来的には何らかの形で対応せざるを得ないだろうというような答弁をしております。御案内のとおり、平成17年度では東小学校に固定級、そして東伏見に通級のクラスを増設するということになっておまして、検討懇談会の中では来年度以降、予算が伴いますので年度は申し上げられませんが、今後対応していくというような現在方向で検討しているという旨、答弁をしております。

次の裏のページですが、最後の一時避難場所となる学校施設のバリアフリー化についてということで、これも時期的にやはり新潟の中越地震を踏まえての御質問でございました。報道で障害者であるとか、あるいはお年寄りの方が一時避難場所として学校が不便だと、使われているのかどうか、そんなこともいろいろ報道にあったようでございまして、そういった内容の御質問でございました。一時避難場所には、体育館が中心になるかと思いますが、例えば今後の大規模改修の中でよく言われる「だれでもトイレ」というんでしょうか、障害者も健常者も両方の方が使えるようなトイレであるとか段差解消、こういったものについて、今後の解消の中であわせて実施していくということで、これはもちろん財政的な面も相当大きく出てくると思いますので、実施計画の中で計画的に実施していきたいというお話をさせていただきます。

一般質問については、主立ったものは以上でございます。

あわせて、今回新たに陳情第44号といたしまして、先ほどの前のページの一番下の行の通級の件でございますが、それと同じような陳情が出ております。西東京市立中学校に通級指導学級の早期開設を求める陳情、ということで、2,355名の方の陳情でございます。先ほどお話し申し上げましたように、小学校には通級学級がありますが中学校にはないということで、その卒業生たちの進学先がどうしても限られてしまうということで、小学校で培った学級によさというんですか、それを中学校にも継続して、中学校の通級に通いたいという

ようなお子さんたちも相当数いらっしゃるというようなことで、これは採択をされております。

学校教育部関係は以上でございます。

名古屋生涯学習部長 それでは、続きまして、生涯学習部関係の12月議会におけます主な質疑、答弁内容につきまして、御報告を申し上げます。

まず、一般質問についてでございますけれども、まず1点目に中央図書館構想についてということで、ほかにも類似質問が約1件ございましたけれども、答弁内容といたしましては、現在、中央図書館につきましては老朽化して手狭であると。そんな中、書庫とか閲覧室、学習室などの確保をする必要がある。また、IT化、情報提供、視聴覚資料の充実やビジネス支援などもなかなか現状では対応できない状況にありますので、大きな図書館、中央図書館の必要性は考えていると。しかしながら、現在の総合計画の実施計画におきましては、具体的な位置づけはされておりませんので、今後につきましては、西東京市の文化度をはかるバロメーターといたしましても検討していく必要があるというふうに考えております。立地条件といたしましては、利便性のよいところであれば、特に駅前に固執しているということはない。また、分館、それぞれの専門化についてということで、それぞれに特化してしまうということではなく、地域の中での使いやすさが求められているということでございますので、一定のものはそれぞれ確保した上で重点コーナーを設置することによってそれぞれの特徴を出していくということが必要であると考えておりますという答弁内容になっております。

続きまして、都立図書館の再編による影響についてということで、答弁内容が重複いたしますけれども、平成14年度より都立の図書館におきまして、機能の見直しが図られております。そのことによる市区町村に対する図書館については、現在のところ大きな影響はないというふうに聞いております。また、希少図書の保存につきましては、西東京市にかかわるものにつきましては西東京市で保存し、閲覧に供していくことが18万市民に対する西東京市の図書館の役割だと。そういう意味でも、中央図書館の整備は必要であると考えております。また、都の再編による複本の除籍につきましては、現在、都下の市町村の図書館長協議会などで共同保存庫等の可能性等につきまして、現在検討を進めているところでありますというふうな答弁内容となっております。

3点目でございますけれども、図書館の開館時間の統一についてといった内容の質問がございました。答弁内容といたしましては、図書館の開館時間につきましては、現在、原則10時開館・6時閉館ということで、この間、各館ごとに利便性や通勤者への対応等考慮いたしまして、市民のニーズ、利用実態に合わせまして夜間開館を拡大してきておりますので、今後も現状の開館で考えております。また、中央図書館だけでも休日もなく8時までの統一した開館にしてはというようなことにつきましては、職員のローテーションや職員の確保等の問題がありますけれども、さらにこのことにつきましては市全体として窓口業務等を統一した見解でやる必要もあるであろうということで、検討すべき課題であるというふうに考えておりますというふうな趣旨の答弁内容となっております。

続きまして、先ほど学校教育部関係の方でお話が出ましたけれども、それと重複いたしますけれども、子どもたちが伝統文化に触れる機会の拡充についてといった御質問がございま

して、学校関係につきましては既に授業の中で親しんでいるということでございますけれども、任意ではございますけれども、文化庁の御支援等をいただきましてお茶、お花、日本舞踊等の3団体が子ども教室を開き親しんでいるという状況でございます。今後につきましては、西東京市には現在文化・スポーツ振興財団もございますので、財団とも協議しながら伝統文化の普及に努めていきたいと考えておりますというふうな答弁内容となっております。

最後に5点目になりますけれども、指定管理者制度についてということで、特に、スポーツ行政についてどう考えているのかというような御質問でございました。答弁内容につきましては、現在、スポーツ施設につきましては2制度での管理運営を行っているところでございますけれども、今後統一して文化・スポーツ振興財団を活用しまして管理運営をしていくというふうなことの準備を進めておりました。しかし、この間に自治法の改正によりまして、指定管理者制度を活用しまして、施設の維持管理だけではなく、その施設を拠点としましてスポーツ事業を今後どう展開し、また市民に提供できるかをあわせて現在検討を進めているところであります。また、スポーツ事業につきましては、今後も直営ではなくて、この指定管理者制度を活用していくことを検討しているといった旨の答弁内容となっております。

簡単でございますが、以上が一般質問の主な内容でございます。

続きまして、陳情・請願関係についてでございますけれども、さきの委員会でも御報告申し上げますけれども、請願第4号 全天候型総合和弓場の設置に関する請願、についてでございますけれども、9月議会に引き続きまして、本議会におきましても継続審査となっております。

以上で報告を終わらせていただきます。

井口委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

角田委員 障害児関係のことで、検討懇談会の答申というのはいつ上がってくるんですか。

村野学校教育部長 7月に中間報告を得まして、現在、引き続きその段階で、中間報告の際に今後の課題ということで、例えば言語が不足しているとか、先ほど報告させていただいた中学校の固定・通級、こういうものが幾つか検討課題として掲げられておまして、今年度、実はもう1回懇談会を予定しておまして、最終的には、特別支援教育との関連もございまして、来年度いっぱいには最終報告は出るのではないかと、そんなふう考えております。

角田委員 17年度に最終報告、答申が出るんですか。

村野学校教育部長 はい。

角田委員 ありがとうございます。

竹尾委員 小学校には通級があって中学校に通級がないと、小学校の通級に通っていた人は、卒業後はどうなっているんですか。

村野学校教育部長 いろんなパターンがあろうかと思いますが、通常の学級に戻るケースと、若干重い場合につきましては中学校の心身障害学級、固定の方に。

竹尾委員 そういふのはあるの。通級がないだけで。

村野学校教育部長 養護に行くケースもございます。

竹尾委員 次に、生涯学習関係で、中央図書館構想なんですけれども、答弁はこういう答弁になるんだろうと思いますが、具体的に何か言えることがあったら、図書館を充実してほし

いなという立場なんだけれども、具体的に。財政の問題があるから、そんな簡単にいきっこないのは十分わかりますが、答弁をこうしたときに、今、具体的に何かしていること、来年度しようと思っていることというようなことがあれば。なければならないでいいんです。

名古屋生涯学習部長 具体的にということなんですけれども、先ほどの答弁の中にもございましたように、総合計画に位置づけられておりませんが、現在、老朽化している施設がございます。公民館、図書館と併設してございますけれども、今後に当たりまして、計画的に施設改修・整備等を進めていくということで、現在、検討委員会で今後大まかな検討に入ります。それに伴いまして、中央図書館ということではございませんけれども、順次進めていく内容であります。来年度以降、17年度以降、個別に、具体的な検討を行っていくといったことで現在進めております。その具体的な内容というのは、とりあえずは下保谷の移転ということがございまして、図書館のですね。それをまず中心に検討していこうといったことでございまして、中央図書館構想につきましては、まだ具体的な話としては検討しておりません。

竹尾委員 それで、中央図書館が老朽化・狭隘化していると。だから、検討すると。それはいいんです。中央図書館の、田無の本庁舎の閲覧室なんかは非常に寝ている人も多いと、そういうのに使っている人があるというのはわかります。私もときどき、なかなか閲覧するところも抜本的に、この間図書館の人に言われたんですが、武蔵野市は7,500平米あって、田無は千何百だと。それは、その方がいいに決まっているけれども、そうでなくても、部分的にでも少しでも何かやって 抜本的に建てかえて、こんなのができればいいに決まっているんだ、こんなものはね。それはそのとおりなんです、ないものねだりでもしょうがないので、現実には、少し何か工夫をして閲覧室を充実する。1つでも2つでもいいんですよ。そういうふうなことの姿勢を持って取り組んでもらいたいなど。これは願望です。そういうことを思います。お答えは要りません。

井口委員長 防犯ベルの使用例が幾つかあったと思うんですが、それは特定されていると思うんですが、その後の使用というんですか、具体的な対策というか、それは各関係部門で適切に行われていると思うんですけれども、それは行われておりますね。

村野学校教育部長 学校から保護者・児童への指導というんでしょうか、この中で、やはり日ごろすぐ使えるような場所にブザーをまず持っているということ。あるいは、電池切れ等もございますので、常にそういった使えるような形になっているかどうか。中には、かばんの中に入れてしまっているというようなこともございますので、まず使用の仕方について保護者・児童に徹底をさせていただいているということがございます。今まで、過去に報告が上がってきたのは、例えばいわゆる不審者と言われるものが一番多いんですが、例えば子どもさんに大して卑わいな言葉を言ったり、そういった言動、両面ですね。それで二、三実際に使った例で報告されておりまして、それにつきましては即学校間で連絡を、情報交換をすると。こういうケースがどここの小学校にあったのでということで他校に入れることによって、また注意喚起が地域の方々にも、あるいは保護者の方々にも徹底されるということで、両面のマトリックスというんでしょうか、そういうような対応の仕方を現在しております。

井口委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

報告(2) 児童・生徒数、学級数について。

富田学務課長 恐縮ですが、お手元の資料を御覧いただきたいと思います。裏表になってございます。表が小学校の児童数・学級数状況表でございます。裏が中学校の生徒数・学級数状況表でございます。

それでは、御説明を申し上げます。

時点といたしましては、平成17年1月11日現在でございます。

まず、小学校の方でございます。田無小学校以下けやき小学校まで19校ございまして、通常学級といたしまして、右の端でございます。児童数9,118名、学級数281学級でございます。

それから、その下でございます。心身障害学級、いわゆる固定学級でございます。現在、田無小学校と中原小学校にございますが、御覧いただくように、田無小学校、中原小学校の知的障害合わせまして、上から3行目でございますが32名、それから、田無小学校、中原小学校の情緒障害児童合わせまして23名でございます。そして、この固定級のトータルが、合わせまして55名となってございまして、先ほどの通常学級の9,118名と55名を合わせまして、その下に合計9,173名というふうになってございます。

それから、一番下の枠の通級指導学級、谷戸小と保谷小学校にございますが、こちらについても、右を御覧いただきますと、合わせまして92名いますが、これは通常学級の方に数字としては溶け込んでございますので、先ほど申し上げましたように、9,173名は変わりはありません。

それから、1点ちょっと御説明を申し上げたい点がございまして。今御説明申し上げました通常学級の、田無小学校からずっと下がりまして下から2行目の住吉小学校の1学年を御覧いただきたいと思います。児童数40名で2学級というふうになってございます。これは、先ほど申し上げましたように、1月11日現在2学級40人でございますが、春先、スタートしたときには42名おりました。ですので、42名で2学級でスタートしたわけなんです。1月になってきてお二人転校されたという形で40名になってしまったと。普通、40名ですと1学級ということになってございますが、ここで学級編制基準の弾力的運用という制度がございまして。要は、小学校で言いますと、1年生から2年生になるとき、それから5年生から6年生になるとき、それから、中学校で言いますと、2年生から3年生になるとき、要は、今まで安定してきた人間関係がそこで崩れてしまうということが一つの制度の趣旨でございまして、その場合は、前の学級数を維持するということの制度でございまして。ですので、この住吉小学校の1年生につきましては、来年の4月についても2学級が維持できるということになってございます。

続きまして、裏側を御説明申し上げます。

中学校でございます。こちらについても、田無第一中学校から明保まで9校でございます。合わせまして、右の方ですが、3,605名、学級数は105でございます。

それから、その下でございます。心身障害学級。先ほどの部長のお話にもありましたように、中学校については固定級しかございませんので、現在ある固定級の数が、田無第一中の方が12名、それから保中の方が10名、知的でございますが、合わせまして22と。それ

から、田無一中、保中の情緒が9、合わせまして31と。先ほどの通常学級3,605と31を合わせまして、トータル3,636名というふうになってございます。

以上です。

井口委員長 説明は終わりました。質疑を受けます。

角田委員 心身障害学級について伺います。先ほどともちょっとかかわることがあるかもしれませんが、2校ずつふえますよね。3点にわたって質問したいんですが、まず1点は、普通学級に障害のある子どもが何人ぐらい在籍しているのかというのが1点。2点目が、来年度障害学級がふえるということをお伺いしたけれども、現在の2校の子どもが分散されるのか、それとも現在それぞれの学校に何人かいて、その子どもたちを合わせて4校に分散されるのかということが2点目。3点目は、普通学級にいる障害のある子どもについては、現在のようにボランティアで対応するのかどうか。この3点をちょっと伺いたい。

富田学務課長 それでは、今3点いただきましたが、2点目の方からお話し申し上げます。

現在、2校ありますね。それで特に、先ほど部長の説明の中にも、17年度から東小の固定が1つ、それから東伏見の情緒が1つ、それで2つふえるという表現をいただいたかと思いますが、確かに、現在あるそれぞれの学校からの分散が1点ございます。それからさらに、現在も進めておまして、最終的には2月10日まででございますが、就学指導相談、委員会等で新しい新1年生が入ってまいります。ですので、そちらの方もいらっしゃいます。ちなみに、今日現在のトータルの数字を申し上げますと、新しくできる東小の固定の方では5名今予定をしております。それから、東伏見、こちらについては通級ですが、東伏見の方は10名ということで、先ほど申し上げましたように、これからも若干新1年生の部分がふえる可能性はあります。ただ、いずれにしましても、旧それぞれのところにいた子どもさんについては動くということなので、そちらの方は少し余裕が出てくるかなというふうに考えてございます。

それから、1点目の通常学級にいらっしゃる障害の方々ということですが、基本的に通級指導学級、要は通級については通常学級にいらっしゃるわけですから、基本的にこの数は普通学級にいるというふうに考えています。あと、身体障害の方が数として、今すぐちょっと調べますが、それは今資料をめくる時間を下さい。

それから、3番目については、これは先ほど来部長が御説明申し上げているように、ボランティア等の対応というふうに思います。

角田委員 なぜかといいますと、これで足りない、学級数も5学級と4学級とあって、そしてこの人数がもっともっているのもっとふやすというのか、地域のことを考えてふやすというのかということで、ちょっとその辺がよく知りたいなと思ったものですから伺いました。

富田学務課長 今お話しいただいた地域との関連も考えてございます。今回、東小と東伏見について、先ほど申し上げたように、現在いらっしゃる谷戸だとか中原とかそちらから動いていただく、基本的に動いていただくわけですね。そのときに、ブロック化という考え方をお示し申し上げました。通常学級の指定校みたいに、いわゆるがっちりとしたものではありませんが、一つの目安ということで、私どもの方ではこの地域の方々については新しい施設ができるのでどうぞというような御説明を申し上げました。ですので、ブロックというイメ

ージも持ってはございます。

村野学校教育部長 通級に通っている方の年度別の推移を参考までに申し上げたいんですが、これは点で12月1日の比較で申し上げますと、14年度からでいきますと32名、15年度が50名、16年度が79名ということで、これは非常に高い数字になっています。今後もうこういう推移ですごく伸びるであろうと。これを予測するというんでしょうか、そのために今後も通級も必要である。あるいは、固定学級も実は、これほどの伸びではないんですが、やはり同程度の10名ぐらいずつ毎年毎年ふえているということで、絶対数が少なくなっているために地域のことも考え、適正な地域での配置というんでしょうか、それを考えながら増設をしていくという考え方でございます。

茂又教育長 この辺も説明してもらわないと。今、住吉の1年生のことを言っていたでしょう。中原の2年生、その逆なものなんだよね。それと、例えば2学期と3学期の全体として、学級数は変わらないと思うんだけど、児童数はふえているんじゃないかな。

富田学務課長 中原の2年生ですか。あくまでも1年生から2年生、5年生から6年生なんですね。

茂又教育長 年度途中でふえたんでしょう、これ。

富田学務課長 年度途中ですので、87いたとしても普通は40、40ですから3クラスというふうになるかと思いますが、年度中では変わりません。ですので、この計算でいきますと、来年の4月になると3学級になると。

茂又教育長 それと、9,118というのは3学級の、1月11日なんだけれども、例えば年度初めとか2学期の頭と比べると、全体の人数はふえているんじゃないの。

富田学務課長 ふえています。

茂又教育長 だから、それが何人ふえたのかというのが出ていないんだよね。そのくらい説明しないと、今の中原のこういう現象というのがちょっとわからないと。

村野学校教育部長 年度当初の数字は手持ちにはないんですが、昨年と同時期、16年1月、第3学期のスタート時点での数字で比較しますと、小学校は現在9,118名の281ですが、これは昨年の同期と比べますと、人数で213名、学級数で3クラス増加しております。それで、個別の学校19校のうち、増加傾向にあるのが15校、減少傾向、これは児童数ですね。児童数の減少傾向にあるのが4校ということで、小学校では全体的に増加しているの学校の方が多いと。

逆に、中学校でございますが、同じ条件で比較いたしますと、生徒数で72名の減、クラス数で2の減ということで、小学校とは逆の傾向が出ている。やはり、学校別に見ますと、7校が生徒数が落ち込んでいる。残りの2校がふえているということで、小・中ともに地域的な差が出ている。多くはマンションの影響が大きいのかなということで、特にひばりが丘周辺、それと東伏見周辺、このあたりが増加傾向にある地域ということになっております。

富田学務課長 1学期、2学期、3学期の数値がまいりましたので、御説明申し上げます。

1学期の4月7日の現在の数値、トータルで申し上げます。9,095名が小学校でございます。それが2学期の頭、9月1日でございますが、9,122名でございます。伸びておりますね。3学期につきましては、9,173名でございます。それが小学校でございます。

続きまして、中学校でございます。4月7日現在、3,627名でございます。それが2学期になりますと3,738名でございます。それから、3学期になって若干、二人ですが、3,636名が中学校でございます。

小学校の方については漸増でございますが、以上でございます。

大後委員 住吉小学校の今年度、新年度の編入学者はまだ確定しないですけれども、今のところはどんな感じでしょうか。

富田学務課長 伸び率ですか。

大後委員 今、ことしの1年生が40名いますけれども、新しく4月からは。

富田学務課長 今のところ、50名というふうに考えております。

茂又教育長 新2年生は。

富田学務課長 41名です。

大後委員 1年生が少ないのを今心配していたんですけれども、逆に多くて、一人の先生では新入当時の指導が大変だということがあると思うんですけれども、今のところ、学生さんのボランティアにいろいろな機会を助けてもらっていますけれども、どこかの市の取り組みだと思うんですけれども、1年生の最初のまだ学校生活になれないときに手助けしてもらおうというので、地域の方の力をかりてやるということがあったんですけれども、私たちのところではそういうふうな構想はないんですか。

松本指導課長 まず、今の直接のお答えの前に、中原小学校、今1クラス43名、44名ということで、専科の教員、それから1月からふえた部分がありまして、学生のボランティア3名、うち1人はこの4月からどこかで教員採用になる合格者が前倒してボランティアで来ているということで、給食とか授業に支障がないように、担任と協力してやってもらっているということでございます。

今の新1年生につきましては、幾つかの市がそういうことをやっているということで聞いてはおりますけれども、本市においては基本的に専科を含めた全教員、学級数以上に少人数指導とか専科とかTTとかありますので、そういった学校全教員が力を合わせて、また必要な部分については他市の大学とか、あるいは学生ボランティア等と協力しながらやっているというところなんです。

井口委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

報告事項(3) 学校医の解嘱及び委嘱について。

富田学務課長 御説明申し上げます。現在、学校医を初め歯科医、それから学校薬剤師につきましては、市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務等に関する規則ということによってお願いを申し上げているわけでございます。その3条にいわゆる任期というのがございまして、「学校医等の任期は2年とする」ということになってございます。その2項の方に「死亡、退職、その他の理由により欠員を生じた場合は後任者を選任する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする」というのがございます。今回お示し申し上げます件につきましては、いわゆるこの前任者、御覧いただくように、田村英二医師が体調不良により解嘱という御希望がございました。それを受けまして、今度、新しい紺谷欣史医師に先ほどの残任期間をお願いするというところでございます。ですので、今回につきましては平成17年1月

1日から平成17年3月31日までということでございます。

以上です。

井口委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

報告事項(4)教育相談実績について。

長澤教育相談課長 裏表の資料なんですが、4月から12月までの1学期、2学期の教育相談の実績をお示ししたものです。裏面に参考資料としまして、前回お示しました4月から7月までのものが載っております。

教育相談の実績なんですが、一般教育相談、就学相談、それから電話、緊急・臨時相談まで、延べ相談回数で12月までで7,612回となっております。主な相談内容としましては、教育相談、やはり多いのが不登校に関する相談、情緒不安定等に関するもの、それから、就学相談では、障害児童の就学に関する相談、通級に関する相談、それからそのほかは、やはり電話でも不登校の相談が多くなっております。

相談全体の中で、前回、それから15年度に比較しましてもふえているのが、一般教育相談、それから就学相談、ここが非常にふえております。15年度に比較しまして、月平均で一般教育相談が延べで90回の増、それから就学相談では月平均30回の増となっております。やはり、原因として考えられますのは、子どもを取り巻く環境がさらに複雑・困難になったのかなということと、具体的には、障害のあるお子さんのパーセンテージがやはり上がっているのではないかと。それから、社会環境、家庭環境等、それらを取り巻く環境がさらに厳しくなっているというような状況があるかと思えます。

以上です。

井口委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

角田委員 2点お聞きします。

まず1点は、小学校訪問相談でございますが、この訪問相談の相手はだれですか。教師ですか、保護者ですか、それとも子どもでしょうか。これが1点。

2点目の、不登校が非常に多いようですが、不登校の相談で何件ぐらいが登校できるようになったのでしょうか。この1年間をトータルして。大体で結構です。教えてください。

長澤教育相談課長 まず、1点目の小学校の学校訪問相談なんですが、御存じのように、小学校にはスクールカウンセラーがございませんので、当市の学校訪問相談というのは、スクールピアと教育相談員が一体となって訪問相談をしております。相手に関しましては、子どもの遊び相手、話し相手、相談、それから教師・保護者の相談ということで受けとめています。

それから、2点目の不登校に関しましては、今現在、適応指導教室、通称スキップ教室とありますが、田無教室、保谷教室とありまして、現在27名の小学生・中学生が通っております。その中で、小学生が両教室合わせて6名、そのほか21名が中学生です。今、現状のところでは、在籍校に復帰された児童・生徒は、残念ながらまだおりません。15年度の実績におきましては、当初にも御報告申し上げましたが、中学3年生が高校進学という形で11名のお子さんが復帰といえば復帰ということで、数字としては出ております。行き先は定時制高校、それから私立の高校、単位制の高校、いろいろございます。

現在、適応指導教室で、17年度に向けて在籍校への復帰ということで、在籍校の学校と連携をとりまして、スキップ教室の指導員が担任や管理職と連携をとりまして、具体的にどういう形で戻れるかということで、この2月、3月に話し合いを持つところです。それから、保護者面談は毎学期やっております。

一応、3月末で1年間の見直しということなので、3月の末で一たん適応指導教室の通学期間は終わりました、4月にそれぞれの在籍校に一応行くことにはなっていますが、やはり行けないというお子さんについては、18日以降、またさらに申請をしていただくことになっております。そういうシステムになっております。

大後委員 ただいまの不登校の問題なんですけど、相談件数がとても多いんですけども、小学生と中学生に分けると、どういう割合になるんでしょうか。

長澤教育相談課長 今、手元に小学生、中学生というふうに分けた資料がございませんで、就相の統計ということで、小学生、中学生ちょっと分けてございませんので、申しわけございません。

大後委員 それとは別に心配することは、中学生の不登校の人たちは、さっき御報告があった高校進学を果たしているのは伺ったんですけども、不登校の中学生がすべて進学できているわけではないですよね。その辺はどうでしょうか。

長澤教育相談課長 15年度におきましては、3年生が11名、さまざまな行き場所はありましたが、一応全員進学というふうになっております。ただ、その後の追跡調査はまだちょっと私どもでは……。

井口委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

報告(5)成人式の実績報告。

宮寺社会教育課長 それでは、平成16年度の成人式の実績の御報告をさせていただきます。お手元の資料をもとに御説明させていただきます。資料の前面が実績ということで、裏面が平成13年度からの参加者の推移ということになっております。

まず、日時でございますが、平成17年1月10日、成人の日ということで、午前の部と午後の部に分かれまして、保谷こもれびホールで実施をしたものです。

対象者につきましては、昭和59年4月2日から昭和60年4月1日までに出生した方を対象にしております。

対象者数でございますが、市内在住者につきましては2,359名、市内に以前お住まいで転居された方は85名ということになっております。

出席者数につきましては、全体で1,239名ということで、出席率につきましては50.7%ということになってございます。

式の内容につきましては、保谷の和太鼓の演奏の後、開会しまして、国歌斉唱、主催者あいさつということで、教育委員長と市長の方からごあいさつをいただきました。来賓の祝辞ということで、市議会議長の方から祝辞をいただき、閉会ということになりました。

対応職員につきましては28名ということで、教育委員会は26名、市長部局2名の体制で対応いたしました。

なお今後、式典中に式典の妨害等が起こらないような形で、受付方法や会場の整理方法等、

対応をうまく検討したいと考えております。

以上です。

井口委員長 説明は終わりました。質疑はございませんか。 質疑を終結します。

報告(6) 史跡公園整備構想中間まとめについて。

宮寺社会教育課長 それでは、西東京市の史跡公園整備構想中間まとめについて御報告いたします。

東伏見六丁目地内にあります下野谷遺跡の包蔵地、約3,200平米の土地を史跡公園として整備するに当たって、昨年7月より史跡公園整備構想の懇談会を立ち上げまして、史跡公園としてどのように整備するかという構想を検討していただいております。このたび、史跡公園の構想の中間まとめができ上がりましたので、御報告させていただきます。

紙面につきましては、内容はこのとおりでございます。概要といたしましては、1番目として、史跡公園の考え方として、史跡公園としてのあるべき姿を考えていただきまして、2番目として、史跡公園の整備内容をある程度イメージできるようにまとめたものでございます。

資料につきましては、1ページ目が史跡公園の基本的な考え方、2ページ、3ページ目が整備内容ということになっております。それから、一番最後が史跡公園の整備のイメージとして、図面も添付されているものでございます。

今後、この中間まとめの報告と、また市民からの意見を再度伺うために、今月の27日に公園の予定地の地元でございます東伏見の市民集会所で説明会ということで市民の意見を伺って、今年度中にこの史跡公園の整備構想をまとめていきたいと考えております。今年度中にまとめて、この整備構想を都市整備部の方に引き継ぎをしていく予定でございます。

以上です。

井口委員長 説明は終わりました。質疑はございませんか。 質疑を終結します。

それでは、全般を通して、その他に何かございますか。 報告事項を終わります。

以上で本日用意された議題はすべて終わりましたのでこれで閉会いたしますが、よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして平成17年第1回西東京市教育委員会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後 3 時 4 7 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員